

平成29年度大津市立皇子山中学校いじめ防止基本方針

平成29年4月

目次

はじめに	P 3
I 本校のいじめ防止対策に係わる課題	P 3
(1) 関係構築の問題	
(2) 教員のスキル・経験の問題	
(3) 認知・理解の問題	
(4) 解決に向けた制度・体制上の問題	
(5) 解決に向けた取り組み内容・方法の問題	
II いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）	P 4
1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	
①いじめの未然防止	
(1) 子どもの主体的な参画	
(2) 子どもに対する教育・啓発	
(3) 教員に対する研修・支援	
(4) その他（学校独自の取組）	
②いじめの早期発見	
(1) いじめに関する情報収集	
(2) いじめに関する情報共有	
(3) その他（学校独自の取組）	
③いじめへの対処	
(1) いじめの対処	
(2) その他（学校独自の取組）	
＜行動計画の推進体制＞	P 1 0
2 いじめ対策委員会の設置	
①役割	
②構成員	
③関係する校内委員会等との連携	
④いじめ事案対応フロー図	
3 その他 いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
＜計画の推進状況の把握＞	P 1 2
(1) 計画に基づいた活動実績の把握	
(2) いじめに対する意識や行動の変化状況の把握	
(3) いじめ問題の解決状況の把握	
(4) 計画の見直し	
(5) 教育委員会への報告	
4 いじめ防止等に向けた年間計画	P 1 3
＜重大事態への対応＞	P 1 4
5 その他（資料等）	P 1 3
◎本校でのいじめの状況	
(1) 平成28年度の報告件数	
(2) 昨年度の反省点	
◎月1回のアンケート調査（苦楽吸シート）	別添

<はじめに>

平成 23 年 10 月 11 日、中学 2 年生の男子生徒が自ら命を絶つというたいへん悲しい事案が発生し、平成 24 年 7 月にはその事案への対応について全国的に注目を集めるような事態になりました。平成 24 年 8 月には「第三者調査委員会」が始まり、平成 25 年 1 月末にその報告書が大津市に提出され、同 2 月には「大津市子どものいじめの防止に関する条例」がつくられ、さらに、国レベルで「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」が定められました。このように国をも動かす元になった事案は、本校で発生しました。

事案が発生した直後から現在に至るまで、事案を通して、またすべての教育活動において、いじめ防止のためにどう行動するべきなのかを考え続けてきました。学校の内部の視点からのみでなく、教育委員会、市当局、警察機関、第三者調査委員会、また、保護者や地域、さらには広く全国から不特定多数の方々の視点からの提言や意見も得ました。

この反省を元に平成 26 年 3 月策定された「大津市いじめの防止に関する行動計画」の 3 つの基本方針①過去の反省を忘れないこと②子どもの主体性を尊重し、子どもの声を大切にすること③地域社会全体で取り組んでいくこと、を念頭におき、本校のいじめ防止基本方針を策定します。この方針に基づき「本校の子どもが安心して生活し、学ぶことができる」環境をつくるために行動していきます。

I 本校のいじめ防止対策に係わる課題

(1) 関係構築の問題

①子ども同士のコミュニケーション

本校は 764 名の大規模校であり、それぞれ環境・規模が違う 4 つの小学校から入学してきます。そのため新しい人間関係を築こうとする中で、トラブルが起こることが多くあります。その要因として子ども同士のコミュニケーション能力が低く、思いを正確に伝えられなかったり、気を引くために体をぶつけたりするような行動をとってしまう場合があります。また、近年発達したネット社会の中で実際に相手と向き合わないで、ネットを通してコミュニケーションをとる機会やスマートフォン等携帯電話でのやりとりが増えており、そこでの気持ちのすれ違いは大きなトラブルに結びついています。

②子どもと教師のコミュニケーション

思春期の子どもは大人に悩みを相談する機会が少なくなるため、教師からの働きかけが重要になります。本校では各学期と夏休み明けに教育相談の時間を設定しています。生徒が担任や希望する教師と 1 対 1 で話をするのですが、コミュニケーションが苦手な子どもは教師ともうまく話すことができない場合もあります。また、教師が多忙なこともあり、子どもとコミュニケーションをとる時間が少ない状態であることも課題になっています。

③教員間のコミュニケーション・情報共有

平成 23 年度の事案の反省で、いじめの疑いが確認できた段階で断片的な情報が一部の教師の中では共有できていたが、全体像をつかむ情報共有ができていませんでした。同僚の教員間、学年の教員間、指導・助言を与えるべき立場にある、いじめ対策担当教員、学年主任、生徒指導主事、管理職とのコミュニケーションを十分にとる体制作りが大切です。

④学校と家庭のコミュニケーション

学校と家庭、学校と地域、保護者間などのコミュニケーションが年々難しくなってきました。4学区の小学校から集まるため、子どもの人間関係が小学校の時より広がり保護者同士のコミュニケーションがとりにくい状態にあります。最近では共働きの保護者も多く、学校から保護者への連絡がとりにくいことも課題です。

(2) 教員のスキル・経験の問題

学校において子どもと接する時間が最も長く、子どもの様子を把握することができるのは教員です。教員には子どもの視点に立って問題の本質を把握し、望ましい方向に導くためのスキルや経験が必要になります。

「子どもの話を聞く教員の姿勢・能力の向上」「ノウハウの継承やロールモデルの不足による教員の学びの不足」「人間作り、人間関係作りのための教育力・指導力の習得」など具体的な課題があります。

思春期の子どもをこころを受け止めることは難しいことではありますが、教員は子どもに信頼される知識や行動をとらなければなりません。しかし、諸問題を教師が一人で抱えてしまうと、教師が思い悩んでしまう危険性もあります。経験豊富な教員と若い教員がチームを組んで子どもに対応することが必要です。

(3) 認知・理解の問題

生徒指導の問題の中でも、いじめ問題に関しては、定義や構造が複雑なため、教師、家庭および地域においても認知・理解が十分でない場合があります。いじめはある一定の人間関係の中で起こることが多いため、それがじゃれ合いなのか、いじめにつながる行為なのか第三者が見極めて指導する必要があります。そのためには、教員のいじめに対する認識や取り組みに対する意識に差異をなくすことが大切となります。

(4) 解決に向けた制度・体制上の問題

いじめの防止に取り組むためには、いじめを防止する環境や体制を整備することが必要になります。また、特別支援が必要な子どもが増加し、個別対応が難しいなかで起こるいじめ事案は、より対応が困難になります。教員が個別にしっかり生徒に向き合う時間を確保するための体制づくりの支援（人的・財政的）が必要になります。

(5) 解決に向けた取り組み内容・方法の問題

いじめの背景には、社会システム全体に関わる構造的な要因があり、多くの課題が存在しています。いじめ問題の解決に向けて取り組む中で、学校から家庭への適切な説明や十分な対応、近年のインターネットを通じたいじめ問題に関する新たな対応など、その内容や方法について検証していく必要があります。

II いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・いじめのない学校づくりを推進します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ONS（皇子山中学校悩み相談）プロジェクト」の実施。 （全校生徒から悩みを吸い上げ、その中から選んだいくつかの悩みについて全校生徒が解決策を考え、アドバイスをする取り組み。一人の悩みを全校生徒で考えることによって、互いに思いやる気持ちを育み、悩みを共有する皇子山中学校の仲間としての連帯感が生まれる。） ・「ピンクシャツデー」の取り組み （いじめ撲滅運動としてカナダから世界に広がるピンクシャ

		ツデーに賛同し、3年生の代議員を中心に全校生徒で取り組む活動。一人一人が考えたいじめ防止メッセージを掲示し、2月の最終水曜日のピンクシャツデーにはできるだけピンク色のものを身につけ参加する。一人の力でできることは少ないが、みんなで力を合わせれば大きな力になる取り組みである。))
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・年度始めの学活等で、学校・学年・学級の目標を確認し、生徒一人一人が大切にされる学校・学級づくりを推進する。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	・校内研究主題「自尊感情を高め、豊かな心で意欲的・主体的に活動する生徒の育成～伝え合う力（聴く力・考える力・表す力）を育む授業・活動の創造と実践～」をもとに、各学期に一度講師を招き研修会を実施したり、公開授業を繰り返したりする事で教師の力量を向上させる。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	・人権学習や道徳の授業を通して、いじめ防止・人権意識向上を図っていく。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	・各学年いじめを取り上げた教材で人権教育・道徳授業を実施し、かけがえのない命の大切さを学ばせ、いじめ防止・人権意識向上を図っていく。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	・「命の大切さを学ぶ教室」の実施。 スクールカウンセラーによる授業を設け、ストレスの解消法や思いやりのある声かけなどを教員とは違う立場で子どもに指導していく。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	・アクティブ・ラーニングを生かした授業づくりに基づいて、全教職員が学び合い学習を推進する。生徒一人一人が大切にされる授業づくり、居心地の良い学級づくりを推進する。 ・個別支援指導計画を作成し、個別に支援が必要な子どもの状態を継続的に捉え、記録した上での指導計画を策定する。 (特性のある子どもたちが、その行動をまわりに理解されずトラブルに巻き込まれ、いじめ事案につながることもある。

		学級をこえて情報の共有や引き継ぎが行えるようにしている。)
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	・6月及び10月のいじめ防止啓発月間に人権学習や道徳の授業を通して、いじめ防止の重点化を図る。また、人権週間における取組を通して、生徒一人一人が大切な存在であることを理解させる。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・文化祭や体育大会などの行事を中心に、1～3年生を縦割りにする「団」を編成し、交流を深める。 ・家庭科の授業やサマーボランティアを通して、幼稚園・保育園・高齢者施設等を訪問、異年齢交流を推進し、思いやりの心を育てる。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	・講師を招き、ネット社会で起こるトラブルについての講演会を行い、情報モラル教育を推進する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・夏季休業期間における職員研修において、喫緊の課題について教員の知識や指導力の共有・向上を図り、いじめの未然防止に努める。 ・年1回の保護者や地域の方々対象の道徳公開授業を行っている。それに向けて、教員が指導方法や教材研究に努めている。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	・4月当初に、学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の役割について全教職員が確認をし、いじめの未然防止に努める。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・いじめ事案が起こった際には、早急にいじめ対策委員会を開き、いじめ事案対応にかかる教員への的確な指導・助言を行い、組織的な支援体制の充実を図る。

(4) その他

学校独自の取組	・毎月11日を「命を思う日」と設定し、朝の時間帯に人権放送を行う。生徒作文や詩の朗読、音楽鑑賞などさまざまものに接し、自分をみつめる穏やかな時間を全校で共有していく。
	・毎年、10月11日に「命を思う集い」を開催する。平成23年度に命を失った仲間のことを忘れず、命を大切にすることを培う。全校生徒で集うことによって、皇子山中学校の仲間意識を強める。安全・安心な学校を作るために、私たち生徒・職員の思いを発信する。

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、複数配置された「いじめ対策担当教員・生徒指導共同推進教員」をはじめとして、個々の教員が日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持ち、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめ対策委員会の場で表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に生徒に声かけをするなど、生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・月1回アンケート調査（苦楽吸シート）を実施する。いじめの手がかりとなる情報を早期にキャッチし、指導の糸口を探る。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・いじめの早期発見に向けた情報収集活動を強化するため、既存の情報収集に関する取組を継続・強化していく。

c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・始業前、休み時間、昼食時間、昼休み、放課後、校内での見守りパトロールを全校体制で行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・各学期に1回教育相談期間を設け、担任が全員の生徒と話す時間を作る。また、生徒の希望により、担任以外の教員やスクールカウンセラーと話す時間を作る。 ・夏休みに人間関係が急変した過去の経験を生かして、各学期以外に2学期最初に教育相談期間を持ち、変化を敏感にとらえる。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・気になることがあれば、日頃から家庭と連絡を密に取り合い、学校と家庭との連携及び情報交換を行う。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・ネット上でのライン等無料アプリによるトラブルやいじめは表面に出てきにくいので、保護者との連携を強化し、情報収集に努める。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・いじめ事案が起こった際には、早急にいじめ対策委員会を開き、全教職員で情報共有を図る。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・いじめ事案がないときも週1回は生徒指導部会と連携し、生徒の情報交換を密に行い、いじめの未然防止に努める。また、加配部会で生徒の情報を共有し、生徒一人一人の状態を把握する。

(3) その他

学校独自の取組	・全校体制で毎朝、生徒の遅刻、欠席確認を行い、顕著な生活習慣の乱れがないか確認をする。
---------	---

③いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討

し、直ちに対処します。この際、いじめを受けた生徒の立場を配慮しつつ、関連する生徒から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。加えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的な取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・いじめの疑い事案発生時に開催し、組織的にかつ迅速にいじめ事案に対処する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・被害者への心のケアについては、担任を中心に学年教師や部活動顧問等で行い、保護者との連携を取りながら必要に応じ、S C等の専門家と連携して支援する。加害者への指導は、学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。
c	ネット上のいじめへの対応	・ネット上でのライン等無料アプリによるトラブルやいじめへの対応については、家庭との連携を密にし、早期解決を図る。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・重大ないじめ事案に関しては、アンケート調査等を実施し、事実の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・いじめ事案が生じたときには、被害者及び加害者の保護者への情報提供を行い、家庭との連携を図る。

(2) その他

学校独自の取組	・常駐しているS C等の専門家と連携をとり、家庭とも連携をとりながら、迅速な解決を図る。
---------	--

<行動計画の推進体制>

行動計画を着実かつ継続的に実施していくためには、いじめ防止という目的の達成に向

けて、行動計画に掲げられた施策を推進していくことが求められます。

本校において、計画の推進は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行ううえで、全教職員が担うことは当然であるが、より効果的な推進を図るため、組織的な動きが重要になります。推進の主体となる下記の項目に従い、推進体制を確認します。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

日々の事案対応や生徒の情報交換に関するいじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員、いじめ加配、生徒指導主事、学年主任、生徒支援加配、養護教諭によって組織します。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員、スクールカウンセラー等を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官OB、教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

いじめの疑いのある事案が発見されたときは、事案の状況把握を行い「いじめ対策委員会」を開催して、事実の確認と今後の方針を検討します。その方向性に従い、指導、援助を行います。指導が予定通りいかない場合や対象人数が多い場合については、その都度当委員会を招集して検討を重ねます。

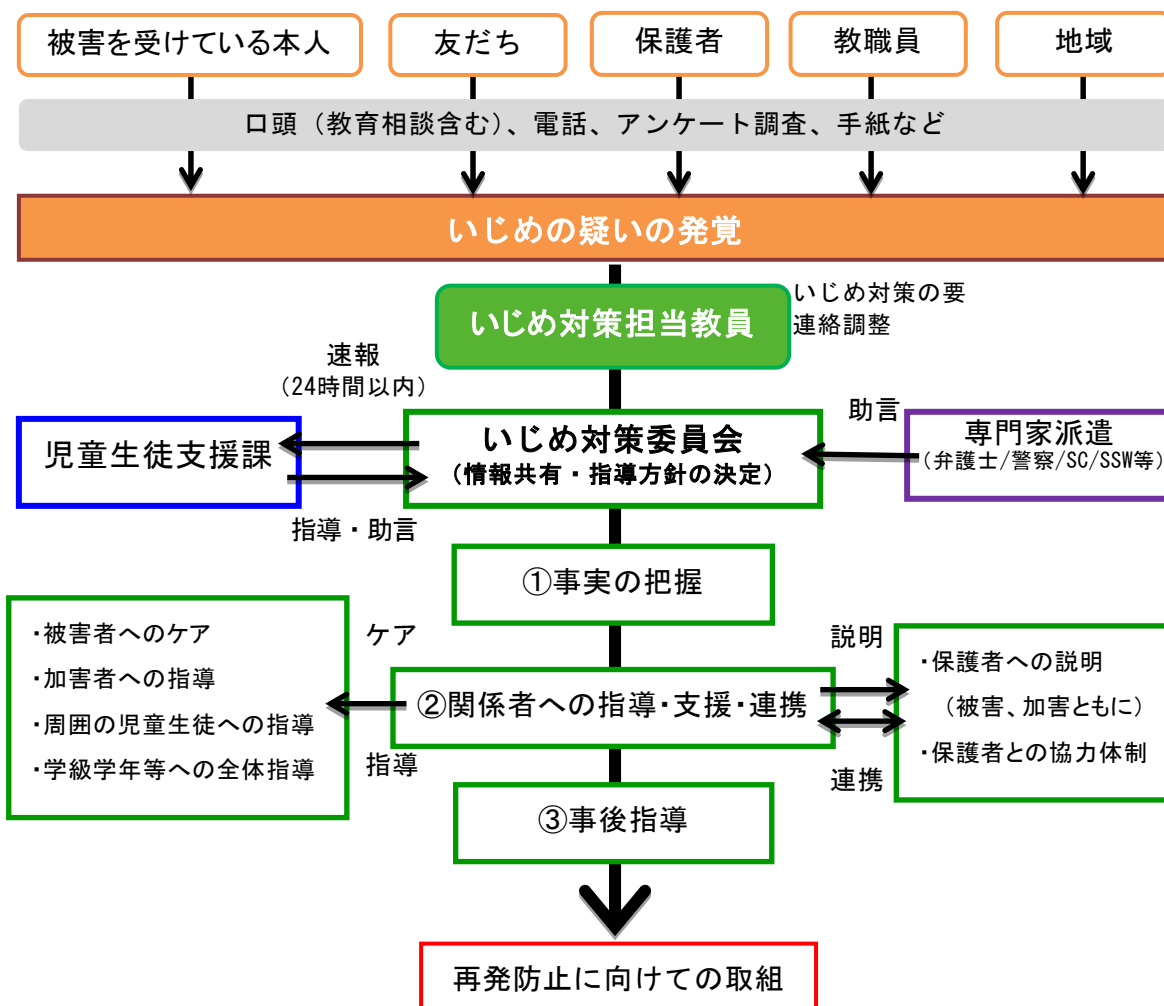
いじめ防止基本方針に関わることを検討する拡大いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員等の学校教員の他、学校運営協議会や学校協力者会議のメンバーを兼ねて実施します。

いじめの(疑い)事案がない場合についても、週1回を原則として実施している生徒指導部会（構成メンバーは当委員会と同様）で、いじめにつながる状況がないかなど情報交換を行い、未然防止に努めます。

③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

①基本方針、年間計画の見直し

<計画の推進状況の把握>

行動計画の進捗状況の把握のためには、計画に基づいて実施された活動実績を把握するとともに、それらの活動を行った結果として、子どもや関係者の意識や行動にどのように影響があったかを把握していきます。

(1) 計画に基づいた活動実績の把握

いじめ防止に向けた行動計画（基本施策）の項目ごとに、毎年2月に進捗状況の確認を

行い、計画の実効性について検証を行います。検証方法としては、教師対象の振り返りシートにより成果と課題を明確にし、いじめ対策委員会にて各項目について行います。

(2) いじめに対する意識や行動の変化状況の把握

生徒を対象としたアンケートを年に2回（10月、2月）実施し、いじめに対する意識や行動の変化について考察します。保護者を対象としたアンケートは、学校評価の振り返りアンケートの項目に入れ、実施します。

(3) いじめ問題の解決状況の把握

発生したいじめの対応や解決状況を学期毎に振り返り、指導を行った状況が改善されているか確認をします。また、1年間を通して、いじめの把握件数と解決状況を整理し、早期対応、適切な指導経過であったかを2月下旬にいじめ対策検討委員会にて検証します。

(4) 計画の見直し

上記の(1)～(3)で把握した状況から、改善が必要なところについては計画の見直しを行います。PDCAサイクルを回して、いじめ防止の施策をよりよく改善していきます。

(5) 教育委員会への報告

1年間の行動計画を評価した内容および行動計画の改善点について、大津市教育委員会に年度末の3月に報告を行います。

②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議<児童生徒理解> (①・②・③)	
5	家庭訪問 (②) 学校運営協議会 (④)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) ONSプロジェクト (①) 教育相談 (②・③) 学校協力者会議 (④)	・生徒会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会 (④)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	教育相談 (②・③)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) ONSプロジェクト (①) 教育相談 (②・③) 学校協力者会議 (④)	・生徒会を中心にした取組の実施

	命を思う集い (①・④) いじめに対する意識調査 (①・②・③・④) 行動計画の進捗確認 (①・②・③・④)	
1 1		
1 2	保護者懇談会 (④)	
1		
2	教育相談 (②・③) 学校協力者会議 (④) 学校運営協議会 (④) ピンクシャツデーの取り組み (①) いじめに対する意識調査 (①・②・③・④)	
3	行動計画の進捗報告 (①・②・③・④)	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック (①・②) いじめ対策委員会 (①・②・③) 校内見守りパトロール (①・②・③) 毎月11日「命を思う日」の朝の人権放送 (①) 毎月1回「苦楽吸シート」 (②)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

<重大事態への対応>

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告します。市教育委員会の判断のもと、その事態に対処し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第28条第1項各号に規定されるものであり、その解釈については以下の通りとします。

ア) 同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断するものとします。例えば、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合（暴行による骨折、重篤な打撲傷又は受傷状況を考慮）、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

イ) 同項第2号の「相当の期間」について

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき

は、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態といえない」と判断していたとしても直ちに、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

5 その他（資料等）

◎本校でのいじめの状況

（1）平成28年度の報告件数

平成28年度の本校でのいじめ及びいじめの疑いの市教委への報告件数は35件でした。

表1は、平成28年度の月ごとのいじめ及びいじめの疑いの報告件数です。平成27年度と比べ減少しました。対応した事案については、すべて一定の解決の方向に向かう事ができました。

<表1 平成28年度 いじめ及びいじめの疑いの報告件数>

4月から市教委に報告したいじめ・いじめの疑い事案は35件になります。（3月31日時点）

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いじめ事案	1	3	5	3	0	3	6	3	1	1	0	0	26
いじめの疑い	3	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	9

<表2 平成27年度の報告件数>

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いじめ事案	0	2	7	2	1	6	4	8	2	5	6	5	48
いじめの疑い	3	1	1	5	0	0	5	1	2	0	0	0	18

（2）昨年度の反省点

昨年度のいじめ事案の様態については、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」等の事案が多く発生しました。昨年度の反省点をふまえて、今年度はいじめの未然防止に向けての対策、および人権教育の充実に重点をおいて取り組む必要があると考えます。また、携帯・スマートフォン等でのいじめ事案も起こっており、情報モラル学習を充実させたいと考えています。

◎月1回アンケート調査用紙（苦楽吸シート） 別添

くらす 苦楽吸シート 4月

年 組 番 氏名

新しい学年、新しい学級での生活がスタートして1週間です。今年は「これがんばろう!」と期待と希望をもってスタートしてくれたことと思います。ただ、新しい環境では心配なことや不安なこともたくさんありますよね。

この調査はみんなが安心、安全な学校生活を送るために行う調査です。学校には、みんなのために頑張ってくれる人が必要です。また、困っていることや悩んでいることを相談するのはみんなの権利であり、とても大切なことです。もしあれば、くわしく書いてください。また、不要物の持ち込みや友達とのトラブルも心配です。安心してがんばれる学校をみんなで作っていきましょう。

傍観者にならず「良いことは良い」「悪いことは悪い」としっかり言えるようになってほしいと思います。

心配事については、自分だけで悩まず相談しましょう。

1. 最近、善行(たいへん素晴らしいこと)をしたことや、した人がいれば(又は聞いたこと)、その人の名前や内容等をくわしく書いてください。
2. 新しい学級での学校生活がスタートしました。新しい環境で心配や不安に思っていること、困っていることがあれば書いてください。
3. 学校生活(学級や部活動・登下校)であなたやあなたのまわりの人で迷惑・不安を受けたことがあれば、名前や内容についてくわしく書いてください。見たことや聞いたことでもかまいません。
[いじめ、嫌がらせ、暴力について]

[不要物などについて]

[その他]

